

## 岡山市中小・小規模事業者事業継続支援金事業実施要綱

制定 令和2年5月1日

改正 令和2年6月11日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高が減少している岡山市内の中小企業者及び小規模事業者に対し、事業の継続を支援するため実施する、事業継続支援金について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模事業者 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条第1項に規定する小規模事業者
- (2) 中小企業者 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第2項に規定する中小企業者(ただし、前号の小規模事業者を除く)
- (3) 事業継続支援金 前条の目的を達するために、事業継続支援金として岡山北商工会、岡山西商工会、岡山南商工会、赤磐商工会及び岡山商工会議所(以下「商工団体」という。)によって贈与される給付金をいう。
- (4) 支給対象事業者 別記に掲げる事業継続支援金が支給される事業者をいう。

### (事業継続支援金の支給)

第3条 商工団体は、支給対象事業者に対し、この要綱に定めるところにより、事業継続支援金を支給する。

2 事業継続支援金の支給は1支給対象事業者につき1回限りとする。

### (支給額)

第4条 前条の規定により支給対象事業者に対して支給する事業継続支援金の金額は、支給対象事業者が1事業者につき小規模事業者の場合は10万円とし、中小企業者の場合は20万円とする。

### (申請受付開始日及び申請期限)

第5条 事業継続支援金に係る申請受付開始日は、令和2年5月1日とする。

2 申請期限は、令和2年11月30日までとする。ただし、事業継続支援金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)が郵送で申請をした場合は、申請期限までの日付の消印があるものについては、申請期限までに申請されたものとみなす。

### (申請及び支給の方式)

第6条 申請者は、様式第1号(以下「申請書」という。)により申請を行う。

2 事業継続支援金の支給は、商工団体が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式により行う。

### (支給の決定等)

第7条 商工団体は、第6条第1項の規定により申請を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給又は不支給を決定し、事業継続支援金支給決定通知（様式第2号ア）又は事業継続支援金不支給決定通知（様式第2号イ）により通知を行い、支給を決定した当該支給対象事業者に対し事業継続支援金を支給する。

（支給決定の取消し）

第8条 商工団体は、支給対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業継続支援金の支給決定を取消することができる。

- （1）第2条に定める支給対象事業者の要件に該当しなくなった場合
- （2）偽りその他不正な手段により事業継続支援給付金の支給を受けたとき

2 前項の規定は、支給すべき事業継続支援金の額の確定があった後についても適用する。

（事業継続支援金の支給等に関する周知）

第9条 商工団体は、事業継続支援金事業の実施に当たり、支給対象事業者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による岡山市内の事業者への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第10条 商工団体は、前条規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象事業者から第5条第2項の申請期限までに第6条第1項の申請が行われなかった場合、当該支給対象事業者が事業継続支援金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 申請書に不備等があり、商工団体が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われなかったことその他支給対象事業者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（事業継続支援金の返還）

第11条 商工団体は、事業継続支援金の支給の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に事業継続支援金が支給されているときは、支給対象事業者に対し事業継続支援金返還決定通知（様式第3号）により期限を定めて、その返還を求めることができる。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第12条 事業継続支援金の支給を受ける権利は、譲渡、または担保に供してはならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業継続支援金の実施のために必要な事項は、商工団体が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月11日から施行する。

別記（第2条関係）

支給対象事業者

以下の要件をすべて満たす小規模事業者及び中小企業者

- 1 岡山市内に主たる事業所が所在していること。
- 2 商工団体の管轄地域内で事業を営んでいること。
- 3 以下の支援対象者であること（支援対象外でないこと）。

支援対象者	支援対象外
<p>（令和2年4月1日までに開業している事業者が対象）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・会社および会社に準ずる営利法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合、協業組合）</li><li>・個人事業主の商工業者</li><li>・以下の条件を満たした特定非営利活動法人<ul style="list-style-type: none"><li>(1)法人税法上の収益事業を行っていること</li><li>(2)認定特定非営利活動法人でないこと</li></ul></li></ul> <p>※ただし、射幸心をそそるおそれがあること又は公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるもの、公的な支援を行うことが適当でない認められるものに該当する事業を行うものではないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・医師、歯科医師、助産師</li><li>・系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業、水産業者についても同様）</li><li>・協同組合等の組合（企業組合、協業組合を除く）</li><li>・一般財団法人、公益財団法人</li><li>・一般社団法人、公益社団法人</li><li>・医療法人、宗教法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人</li><li>・任意団体 等</li></ul>

- 4 申請者が営む事業の売上げについて、令和2年2月から10月までの任意の1箇月の売上げが前年同月比20%以上減少していること。申請者が業歴3箇月以上1年未満の場合は、上記1箇月を含む過去3箇月の平均売上高等と比較して、20%以上減少していること。なお、店舗拡大等前年同月との比較では売上げの減少が明らかであると判断できない場合は、合理的な手法により売上げの減少を確認すること。

- 5 次の（1）から（4）に掲げる「事業継続支援金の支給を受ける者として不適当な者」のいずれにも該当しないものであること。

（1）個人または法人（以下、「法人等」という。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所（常時契約を締結する事業所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(様式第1号)

事業継続支援金支給申請書

受付番号	
------	--

岡山商工会議所 会頭 様  
岡山北商工会 会長 様  
岡山西商工会 会長 様  
岡山南商工会 会長 様  
赤磐商工会 会長 様

令和 年 月 日

(※管轄の商工会を選んで○で囲んでください。)

〒  
申請者 住所  
事業所名  
代表者氏名

印

私は、今般の新型コロナウイルス感染症の広がりにより、下記のとおり売上高が減少し、経営に大きな影響を受けております。

つきましては、事業継続支援金の支給について申請します。

記

1. 事業者情報

事業所名 (屋号等)	フリガナ	法人番号(13桁)
主たる事業所の所在地	〒 - 岡山市 区	
電話番号	( ) -	事務担当者氏名
FAX番号	( ) -	担当者連絡先【携帯】 ( ) -
メールアドレス	@	資本金 万円
従業員数	人 ※代表者、役員 パートを除く	業種

2. 売上減少率

① 令和2年 月 の1箇月の売上高 (※1)	円 ... (A)
② 前年同月の1箇月の売上高 (※2、3)	円 ... (B)
③ 売上高の減少 (B) - (A)	円
④ 減少比率 $\frac{(B) - (A)}{(B)} \times 100$	% 減少率20%以上が要件です

※1 令和2年2月から10月までの任意の1箇月を対象月とし、その月の売上高を①に記入してください。

※2 白色申告の場合は、年間売上高を12箇月で割った平均を1箇月の売上高として②に記入してください。

※3 創業1年未満の場合は、①の月を含む過去3箇月の売上高の平均を1箇月の売上高として②に記入してください。

3. 希望振込口座 支給決定された場合、中小企業者には20万円、小規模事業者には10万円を下記の口座に振込みます。

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店・支所名	店 所	口座種別 を選択	<input type="checkbox"/> 普通									
通帳名義	フリガナ	※必ずフリガナをつけてください												

【誓約・同意事項】

- 私は、本申請にあたり、申請内容及び添付書類に虚偽がないことを誓約します。
- 申請書の不備等の事由により支払いが完了せず、かつ令和2年11月30日までに、申請者に連絡・確認ができない場合には、申請を取り下げたものとみなすことに同意します。
- 事業継続支援金受給後、支給要件に該当しないことが判明した場合には当該支援金を返還することに同意します。
- 私は、反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力と関係を持つ意思がないことを誓約します。

私(申請者)は、上記「誓約・同意事項」に誓約・同意します。

代表者署名・捺印



添付書類については裏面をご確認ください



(様式第 2 号ア)

事業継続支援金支給決定通知

先日、申請されました標記の支援金について、審査の結果、下記のとおり支給決定しましたので、通知します。

記

事業継続支援金支給決定額

円

以上

(様式第 2 号イ)

事業継続支援金不支給決定通知

先日、申請されました標記の支援金について、審査の結果、下記のとおり不支給決定しましたので、通知します。

記

不支給決定の理由

以上

(様式第 3 号)

事業継続支援金返還決定通知

標記のことについて、以下のとおり決定したので通知します。

記

1. 返還金額 円
2. 返還事由

以上